

武蔵村山市健康ポイント事業協賛事業者募集要項

1 募集の趣旨

武蔵村山市健康ポイント事業は、市民一人一人の健康に対する関心を高め、これまで健康に関心のなかった「健康無関心層」も含めて健康的な行動の動機付け及び取組みの実践につなげることで、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的として実施します。その趣旨を踏まえて、市民の健康づくりに対する機運醸成に協力いただく事業所、団体等（以下「協賛事業者」という。）を募集いたします。

2 応募資格

事業の趣旨に賛同し、事業参加者に対する協賛特典（以下「クーポン券等」という。）を提供いただける協賛事業者として、次の事項をすべて満たしていることを要件とします。

- (1) クーポン券等を提供する事業所の所在地が市内にあること
- (2) 法令を遵守し、公序良俗に反せず、反社会勢力との関係を有しない者であって、住民サービスの向上及び地域活性化に資する商品又はサービスを提供する、以下の内容のいずれにも該当していないもの
 - ア 反社会的勢力に関係する事業者
 - イ 風俗営業その他公序良俗に反する事業者
 - ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者
 - エ 法令違反又は行政処分を受けている事業者
 - オ 消費者トラブルが著しい事業者その他市が不適當だと認める事業者
 - カ 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を遵守していない事業者
 - キ その他市が適當でないと認める事業者

3 協賛の要件等

(1) クーポン券等の内容

クーポン券等の提供は、事業への参加促進・広報啓発その他本事業推進に寄与すると認められるものとし、協賛事業者が提供できる範囲で独自に決定するものとします。ただし、次のいずれかに該当するものは、受け入れないものとします。

- ア 健康増進のイメージを著しく阻害するもの
- イ 不当景品類及び不当表示防止法その他の法令や条例に違反するもの
- ウ 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- エ 公序良俗に反するものその他事業の趣旨にふさわしくないと本市が判断するもの

(2) クーポン券等の種類

ア 協賛サービスの提供

協賛事業者が事業参加者に対して特典サービスを提供していただくもの

(例) 事業のアプリ画面を提示した場合の商品代や飲食代の割引き、景品の贈呈など

イ 協賛賞品の提供

賞品を提供していただくもの。

(例) 協賛事業者が製造・販売している健康食品・グッズ、生活用品など。協賛事業者の店舗等で使用できる商品券、利用券など

4 協賛の申込み等

(1) 募集期間

通年で協賛事業者を募集します。

(2) 申込方法

市ホームページ上の協賛店申込み用フォームからお申し込みいただきます。

(3) 協賛事業者の決定

本市は、申込みいただいた協賛の内容等を確認し、その結果を書面により、申込者に通知します。

(4) 協賛事業者の周知

協賛決定後、事業のアプリ内で協賛事業者（所）の名称、協賛内容等を掲載し周知します（周知期間は原則として協賛決定から1年間）。

なお、協賛事業者は、本事業に協賛している旨を自ら表示することができます。